

## 「ほっかいどう希望大使（認知症本人大使）」設置要綱

### （趣旨）

第1条 認知症は誰もがなりうるものであり、家族や身近な人が認知症になることなどを含め、多くの人にとって身近なものとなっていることから、認知症の人の意思が尊重され、できる限り地域のよい環境で自分らしく、希望を持って暮らし続けることができるよう、認知症の方本人からの発信を通じて、広く認知症に対する正しい知識や理解を深めるための活動を行う「ほっかいどう希望大使（認知症本人大使）」（以下「希望大使」という。）を設置する。

### （委嘱）

第2条 北海道知事（以下「知事」という。）は、認知症に関する普及啓発活動に意欲があり、次の要件を全て満たし、適任と認める者に対し、希望大使として委嘱するものとする。

- (1) 北海道内に在住していること
- (2) 認知症の診断を受けていること
- (3) 北海道（以下「道」という。）と協力・連携ができること
- (4) 氏名・年齢・所在市町村名・疾患名・経過・略歴・顔写真を原則公表できること（公表できない理由がある場合はその限りではない）

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者には、希望大使として委嘱しないものとする。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この項において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- (2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）又は暴力団員が実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 自己、若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしたと認められるとき。
- (4) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

### （任期）

第3条 希望大使の任期は、特に定めない。ただし、随時の退任は妨げないものとする。

2 知事は、希望大使が次に掲げる要件に該当する場合は、その任を解くことができる。

- (1) 公序良俗に反する、又は希望大使として相応しくない非行があった場合
- (2) 希望大使の所在が不明となった場合
- (3) 本人が希望する場合（家族又は支援者等の申し出を含む。）
- (4) 第2条第2項に該当した場合

### （活動内容）

第4条 希望大使本人の希望や体調に合わせ、参加・協力が可能な以下の活動を行う。

- (1) 道及び市町村等が行う認知症の普及啓発活動への参加・協力  
道及び市町村等が開催するイベント等での講演、広報誌等への寄稿、広報映像等への出演、その

他の普及啓発活動を行う。

(2) 認知症サポーター養成講座の講師であるキャラバン・メイトへの協力

認知症サポーター養成講座の受講者の理解を求めることを目的に、キャラバン・メイトが講師を務める当該講座において、自らの体験や希望、必要としていること等を発信する。

(3) 道の認知症施策への意見の提案

(4) 道及び市町村等が行う本人や家族への支援活動への協力

ピアサポート活動、本人ミーティング、本人交流会、認知症カフェ等での講演等を行う。

(5) その他知事が必要と認めた活動

2 市町村等が大使への活動依頼を希望するときは、別途定める「ほっかいどう希望大使（認知症本人大使）の活動に関する留意事項」によること。

（報酬等）

第5条 道の依頼により行う希望大使の活動に要する費用として、希望大使には報償費及び旅費を支給することができる。

2 道の依頼により行う希望大使の活動を支援するために、支援者（随行者）等には旅費を支給することができる。

3 市町村等の依頼により行う希望大使の活動に要する費用は、市町村等が、実働の内容によって相応の対価により希望大使及び支援者に支給する。

（肖像権等の使用）

第6条 道及び市町村等は、第4条に規定する活動の用に供するため、希望大使の氏名、肖像等の画像情報を無償で使用することができるものとする。この場合において、使用すること及び使用する情報について、あらかじめ当該希望大使の了解を得ることとする。

（責任）

第7条 希望大使は、その地位を営利目的で利用してはならない。これに反して営利活動等を行い、又は、希望大使が第4条に規定する活動の範囲を逸脱すること等により第三者に損害等を与えた場合は、当該希望大使が全ての責任を負うこととし、道は一切の責任を負わないものとする。

（事務）

第8条 希望大使に関して必要な事務は、保健福祉部福祉局高齢者保健福祉課が行う。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、希望大使に関して必要な事項については、別に定める。

## 附 則

この要綱は、令和6年（2024年）4月1日から施行する。

この要綱は、令和8年（2026年）8月23日から施行する。